

第 5 章

史跡の整備と活用

第1節 基本方針

史跡の今後の具体的な整備と活用案については、本計画とは別に、「整備活用基本計画」を策定し、実施していきます。本章では、その基本構想として、前章までに述べた史跡の価値と保存管理の方針をふまえ、今後の整備活用にかかる必要な基本的事項を整理し、今後の基本的な方針を示します。

史跡を適切に保存し、次世代へ確実に継承するためには、史跡の価値と保存の必要性が正しく理解されることが必要です。このため、前章で示した保存管理の着実な実行に加え、史跡の価値や魅力を正しく伝え、理解してもらうための整備と活用を実施する必要があります。また、これまで述べてきたように、史跡の価値は、寺家遺跡だけではなく、周辺の関連遺跡・文化財群も含めた広域な地理的・歴史的環境のなかで位置付けられます。したがって、今後の整備と活用においても、同様の広域な視点が必要です。さらには、史跡の価値や特性を活かした、地域の誇りや拠り所となるまちづくりの拠点としての環境整備も求められており、歴史的資産、地域資産、教育的資産として活用する必要があります。

以上から、史跡の整備活用の基本方針を以下のとおりとします。

史跡の整備活用の基本方針

1. 史跡の保存と継承に資する整備・活用

史跡の継続的な調査・研究の成果を反映した環境整備を推進し、歴史的資産としての活用をはかる。

2. 利用者の便益と地域に資する整備・活用

史跡の価値と特性を利用者に広く周知する環境整備を推進し、地域資産としての活用をはかる。

3. 市民・地域等との連携による整備・活用

市民・地域等（学校、地域住民、市内文化団体など）との連携を推進し、学校教育や生涯教育の郷土学習を通じた文化財保護意識の向上に資する教育的資産としての活用をはかる。

4. 史跡と周辺文化財群の一体的な整備・活用

寺家遺跡と気多神社の関連性を基軸に、周辺の関連遺跡群や文化財群をネットワーク化した広域の環境整備を推進し、歴史的環境の一体的な活用をはかる。

第2節 史跡の環境整備

(1) 史跡指定地の整備の進め方

史跡指定地の「整備」には2段階の整備が考えられます。ひとつは「保存管理のための環境整備」であり、もうひとつは「公開活用のための環境整備」です。

まずは、前者の環境整備を中心に着手し、史跡の保存状態を阻害する要因等を除去し、より安定的な状態にするための措置を行います。同時に、標柱・境界杭・案内板等を設置して、史跡の位置と範囲を現地において明示し、史跡の保存を継続的かつ確実なものとしします。このうえで、後者の環境整備に着手し、史跡の来訪者や利用者に対して、その価値と魅力を伝え、親しみ、活用してもらうための環境整備を行います。この実施にあたっては、史跡の価値の内容や現況等をふまえ、最も効果的な範囲を検討し、必要な範囲から計画的に実施する必要があります。そして、このハード的な環境整備とともに、価値や重要性を周知するためのソフト的な活用事業（交流・普及事業）も並行して進め、これを保存への意識へと循環していきます。

以上を確実に実行するためには、史跡の価値をより正確に把握する必要があります。そのためには、史跡の継続的な調査研究のほか、史跡整備の先行事例等の検討も行う必要があります。この成果を史跡整備と活用のそれぞれの段階において反映・還元することで、史跡の整備、保存・活用、調査研究を一体的に進めます。さらに、これを確実に実行する管理運営体制の整備も求められます。

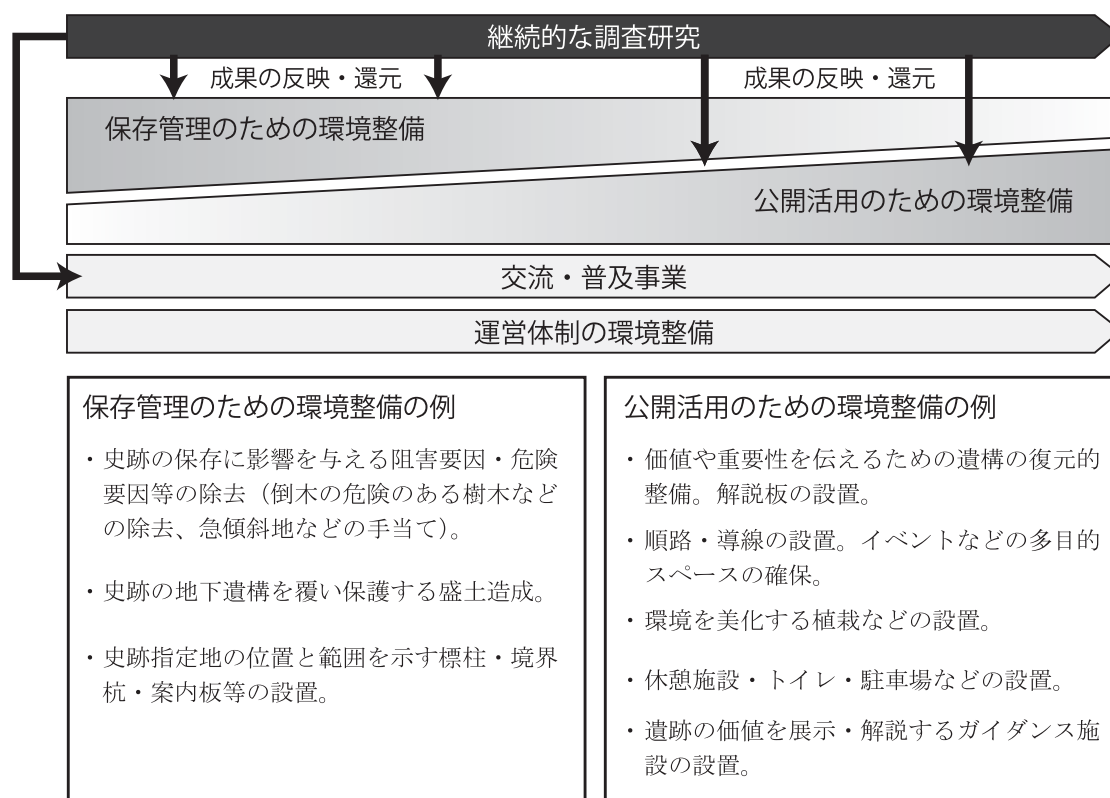


図5-1 史跡の整備・活用の進め方

（２）整備活用のための地区区分

史跡の整備活用を効果的に進めるため、前項で述べた環境整備を実施する範囲を図5-2のように設定します。史跡の保存と活用のための環境整備は、指定地の全てに実施するのが理想的ですが、史跡の価値を構成する諸要素の配置構成と土地の利用状況および所有状況をふまえ、以下の第1期・第2期に分けた段階的な環境整備区を設定します（図5-2）。

第1期環境整備区

古代の祭祀遺構や掘立柱建物跡などの重要遺構の全容が明らかで、これらが良好な状態で現地保存されています。これらの重要遺構の保存状態をより万全な状態とし、その価値や重要性を広く発信して公開活用するため、この範囲から優先して環境整備を進めます。

第2期環境整備区

これまでの発掘調査の成果が部分的で、地下の遺構の全容が明らかではない部分が残されており、今後の整備にあたっては、遺構の性格を確認するための調査も必要となります。このほか、宅地や畑地として利用される民有地が比較的に多く、未指定地も含むことから、現状の保存を優先し、利用状況の変化を長期的に見極めながら、将来の環境整備と調査成果の充実を検討する範囲として位置づけます。

（３）整備活用のためのゾーンニング

優先的に整備活用をはかる「第1期環境整備区」では、史跡の構成要素の配置・性格等をもとに以下の基本的ゾーンニングを設定し、史跡の保存・管理と公開・活用にむけた環境整備を実施していきます（図5-2）。

祭祀体感ゾーン

寺家遺跡の古代祭祀遺跡としての性格を象徴する「祭祀遺構」が発見された、史跡における最重要地点です。この遺構では、その重要性から現地保存されており、良好な状態で保存されています。現況の多くは荒蕪地で、その位置や価値についての情報を得ることができない状態です。利用者にむけて、史跡の価値を伝え、祭祀遺構とその特殊な祭祀空間に触れて体験することができるよう、遺構の位置表示や解説板の設置などの環境整備を検討します。

遺跡学習ゾーン

寺家遺跡の古代祭祀を管理したと考えられる掘立柱建物跡群が立ち並んでいた範囲です。遺構は、のと里山海道と市道が立体交差する高架橋の下に現地保存されています。このほか、遺跡包含層の土層断面が露出する地点では、寺家遺跡が、自然環境の変化による砂丘移動の影響を受けながら、どのように地下に存在しているかを、地上で観察することが可能となっています。



図5-2 整備活用のための地区区分とゾーニング計画

これらは調査後、埋め戻されて現地保存されているため、その位置や重要性について情報を得ることができない状態です。このため、遺構を十分に保護したうえで、建物跡の位置の現地表示や、土層断面を観察可能な状態にするなど、利用者が祭祀体感ゾーンとともに遺跡の性格を現地で学習し、自然環境の変化についても考えることができる環境整備を検討します。

散策路・順路

上記の両ゾーンの体験や学習をより効果的なものとするため、両者を結ぶ散策路などの順路・動線の設置や植栽等の整備が必要です。現況のほとんどは山林・荒蕪地となっており、除草や倒木の除去など利用者が安全かつ快適に通行できる環境整備を検討します。

【史跡の環境整備の先行事例】



史跡の所在を示す標柱の設置
(能登町真脇遺跡)



史跡の範囲を示す境界杭の設置
(能登町真脇遺跡)



案内板の設置
(七尾市能登国分寺跡)



復元地形モデルの設置
(羽咋市吉崎・次場遺跡)



散策路・順路と植栽の整備
(富山県氷見市布尾山古墳)



高架下に掘立柱建物跡の位置を
復元表示 (津幡町加茂遺跡)

第3節 史跡と周辺環境の整備

(1) 基本方針

寺家遺跡の価値を正確に伝えるためには、周辺の関連遺跡・文化財群との関係性をより明確化させる必要があります。このため、継続的な関連遺跡群等の調査研究を実施し、その成果をもとに、史跡の周辺環境についても広域な環境整備と保全を推進する必要があります。この基本方針を、次のとおりとします。

史跡と周辺環境の整備活用の基本方針

1. 史跡と関連文化財群の総合的把握の実施

寺家遺跡と気多神社の関係性を基軸とした、周辺関連遺跡群・文化財群の総合的な調査研究を実施し、それぞれの関係性の明確化と総合的把握をはかる。

2. 史跡と周辺文化財群のネットワーク化

抽出された関係性をもとに、その価値を伝える標柱や案内看板等を設置するほか、これらをつなぐ周遊ルート等の開発を行い、史跡と一体となる広域的な環境整備をはかる。

3. 第5次羽咋市総合計画の「歴史・文化拠点」の保存・活用

史跡を「歴史・文化拠点」の広域な保存・活用をはかる推進基地として位置づけ、多様な文化財群の一体的な保存と活用をはかる。

4. 第5次羽咋市総合計画の「文化・スポーツ・教育拠点」との連携

「歴史・文化拠点」の広域な整備活用を、「文化・スポーツ・教育拠点」の羽咋市歴史民俗資料館・吉崎・次場弥生公園（史跡吉崎・次場遺跡）とも連携し実施することで、市内の交流・周遊性を高める。

(2) 広域環境整備のゾーンニング

以上の広域な整備活用を推進するため、展開する遺跡群の時代や性格をふまえ、次のゾーンニングを設定します（図5-3）。

古墳群・窯跡群の保存・活用ゾーン（古墳時代を中心とする範囲）

滝崎に展開する滝古墳群、眉丈山丘陵に展開する柳田古墳群、柳田古窯跡群の生産遺跡群による、古墳時代を中心とする寺家遺跡の前史を物語る遺跡群が展開する範囲です。古墳は地上に露出する遺跡であり、定期的な除草などによる墳丘の保存・管理につとめ、視認性を高める

とともに、その存在と重要性を周知することが必要です。このほか、史跡との関連性を解説する説明板の設置や古墳めぐりルートなどの整備が必要です。

寺家遺跡とシャコデ廃寺の保存・活用ゾーン（古代を中心とする範囲）

史跡寺家遺跡と柳田シャコデ廃寺跡を中心とする、古代の神社関連遺跡と寺院遺跡が展開する範囲です。シャコデ廃寺は、寺家遺跡と同時期に並行して存在した重要遺跡であり、この関連性を解説する説明板の設置や、現地にある塔跡の位置表示などの環境整備が必要です。

また、シャコデ廃寺が位置する台地のふもとは、気多神社祭神の大己貴命が邑知瀉のオロチを退治したという伝承の舞台である「夫婦石」と呼ばれる巨石も存在します。これらの説明看板の設置と環境整備を実施し、一体的な価値を高める環境整備が必要です。

気多神社関連遺跡・文化財群の保存・活用ゾーン（中世・近世を中心とする範囲）

気多社僧坊群跡遺跡、大穴持像石神社と「地震石」と呼ばれる霊石、正覚院・気多神社とその文化財群、天然記念物の社叢など、中近世を中心とする数多くの遺跡と文化財が寺家・一ノ宮町の集落とともに残されています。大穴持像石神社と「地震石」には、折口信夫博士の研究の紹介とともに説明看板が設置されていますが、その他の遺跡群にもこうした環境整備が必要です。また、上記した古墳時代と古代の二つのゾーンの中心にあることから、これらをつなぐ環境整備も必要です。

第4節 史跡の活用

これまでに述べた史跡と周辺環境のハード的な環境整備とともに、以下のような史跡の価値を知ってもらうためのソフト的な活用事業（交流・普及事業）を並行して進める必要があります。これにより、地域の文化財の存在と価値が広く周知され、史跡の整備と活用がより効果的なものとなり、保護意識の高揚につなげることができます。

歴史的資産としての活用（交流・普及）

① 史跡と関連遺跡群・文化財群の総合的な情報発信

史跡と周辺関連遺跡群・文化財群について紹介するパンフレット等のガイド資料作成。
ホームページ等による積極的な情報発信。

② 調査研究成果の周知・啓発活動

発掘調査の公開・体験・現地説明会の開催。
特別講座、特別展示、講演会、シンポジウム等による成果の公開や、これを活かした啓発活動の実施。

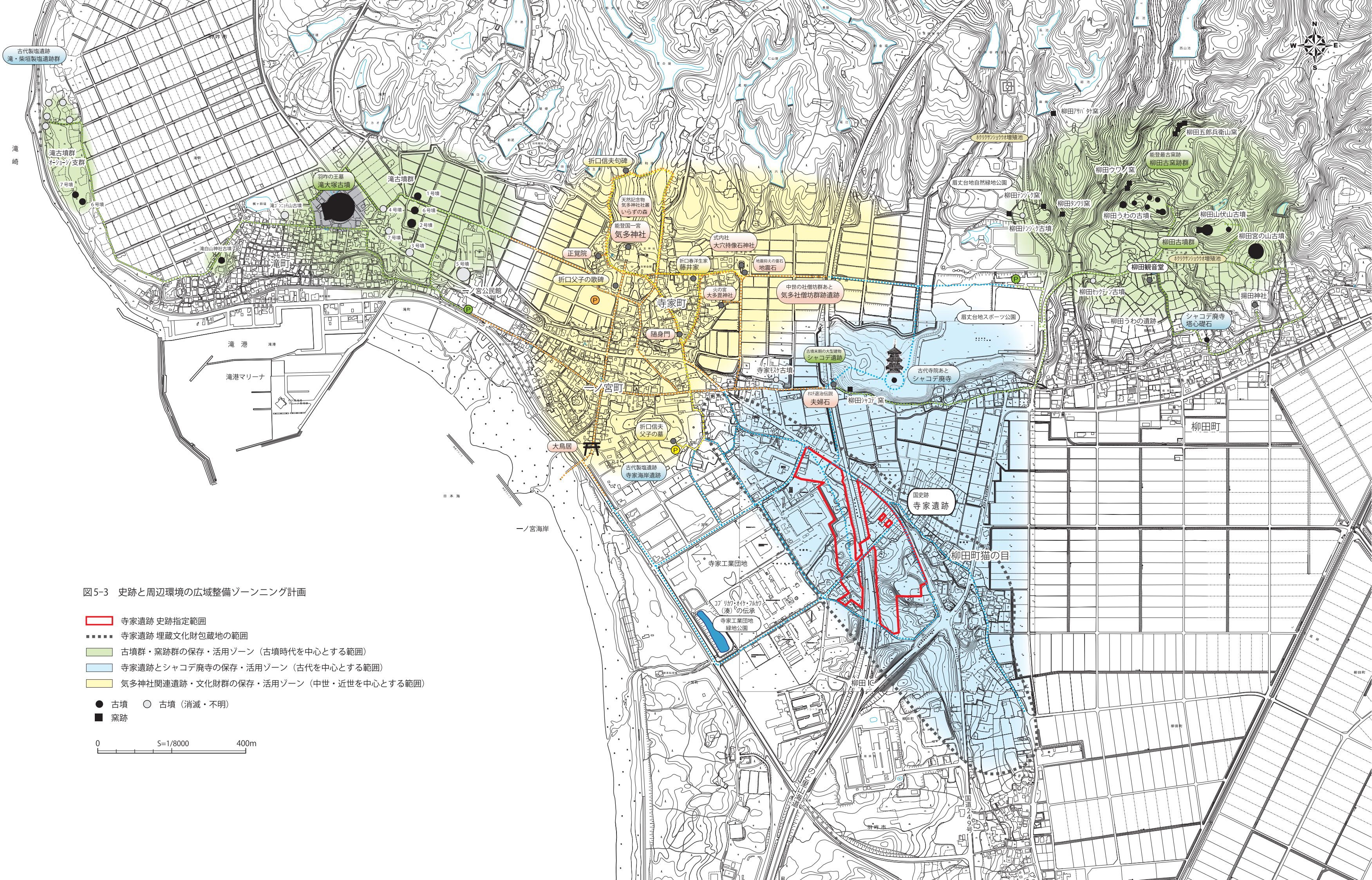


図5-3 史跡と周辺環境の広域整備ゾーニング計画

- 寺家遺跡 史跡指定範囲
- 寺家遺跡 埋蔵文化財包蔵地の範囲
- 古墳群・窯跡群の保存・活用ゾーン（古墳時代を中心とする範囲）
- 寺家遺跡とシャコデ廃寺の保存・活用ゾーン（古代を中心とする範囲）
- 気多神社関連遺跡・文化財群の保存・活用ゾーン（中世・近世を中心とする範囲）
- 古墳 ○ 古墳（消滅・不明）
- 窯跡

0 5=1/8000 400m

地域資産としての活用（交流・普及）

① 地元をはじめとする市民各層との交流・連携

地元・市民が主体となった郷土学習の機会や場の提供。

② まちづくりや観光面での連携

市内のまちづくり事業における一場面として史跡を活用する。他の施設および観光資源とのネットワーク化により、地域資産の総合的価値の浮揚につなげる。

教育的資産としての活用（交流・普及）

① 学校教育での活用

市内小学校、中学校、高校を対象とした、史跡の価値の周知と普及事業の推進。
教員との史跡の価値の共有化による、史跡学習の学習計画への位置づけと定着化。
学校行事・親子学級等での活用の推進。

② 生涯学習での活用

公民館や文化団体等の郷土学習事業と連携した出前講座等の実施による、史跡の価値の周知と普及。
体育事業と連携した史跡めぐりウォークなどによる、市民各層への郷土学習の機会や場の提供。

③ 関連施設での活用

羽咋市歴史民俗資料館を活用した出土品等の展示。学芸員による展示解説。
吉崎・次場弥生公園と連携した今後の史跡の活用につなげる啓発事業の実施。

第5節 整備活用に向けた課題の整理

ここまで、整備活用の基本方針と進め方について概説してきましたが、今後、これを具体的に実施していくにあたっての諸課題の整理を行うこととします。

（1）史跡および周辺環境の調査研究（総合的把握）

史跡の保存と活用を推進するにあたり、その基盤としなくてはならないのが「調査研究」です。寺家遺跡がもつ価値は、考古学、文献史学、歴史地理学、民俗学、自然科学など、さまざまな関連学術分野による多面的で総合的な内容をもっています（図5-4）。これを総合的に把握することは、より正確に史跡の価値を把握することにつながり、地域がもつ歴史的価値を知ることにもつながります。寺家遺跡の調査研究を出発点として、地域の広域な歴史的環境の価値をさらに明瞭化するとともに、その成果を史跡の保存と活用に循環させていくことが必要です。

また、これを確実に実施するための調査体制・組織の整備、地元住民の理解を得た協力体制等を整備する必要があります。さらに、こうした歴史的・自然的環境に関する調査研究と同時に、史跡が置かれた社会的環境に関する調査も実施する必要があります（図5-5）。地域や市民にとって、史跡がどのように求められているかの把握にも努め、より市民ニーズに応じた整備活用につなげていく必要があります。

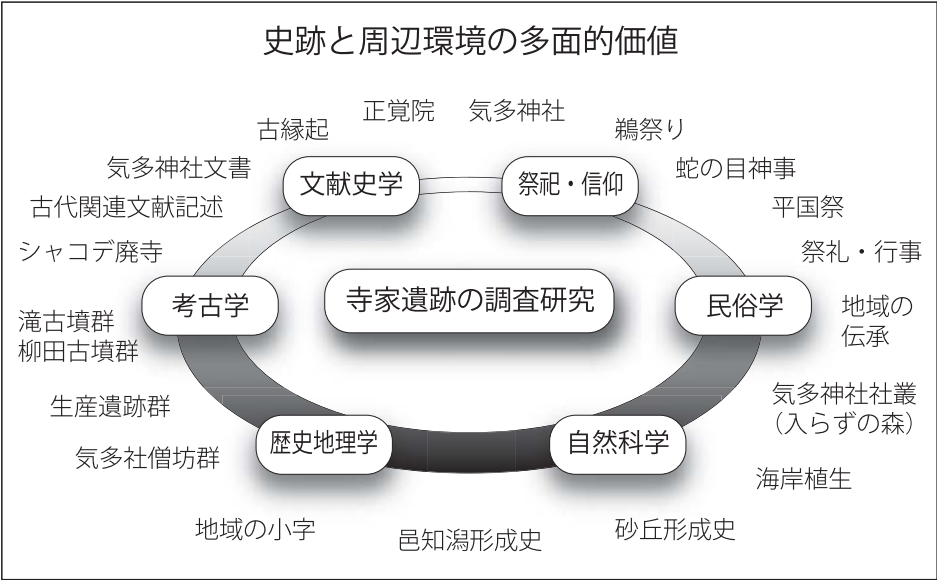


図5-4 史跡の総合的把握のための関連領域

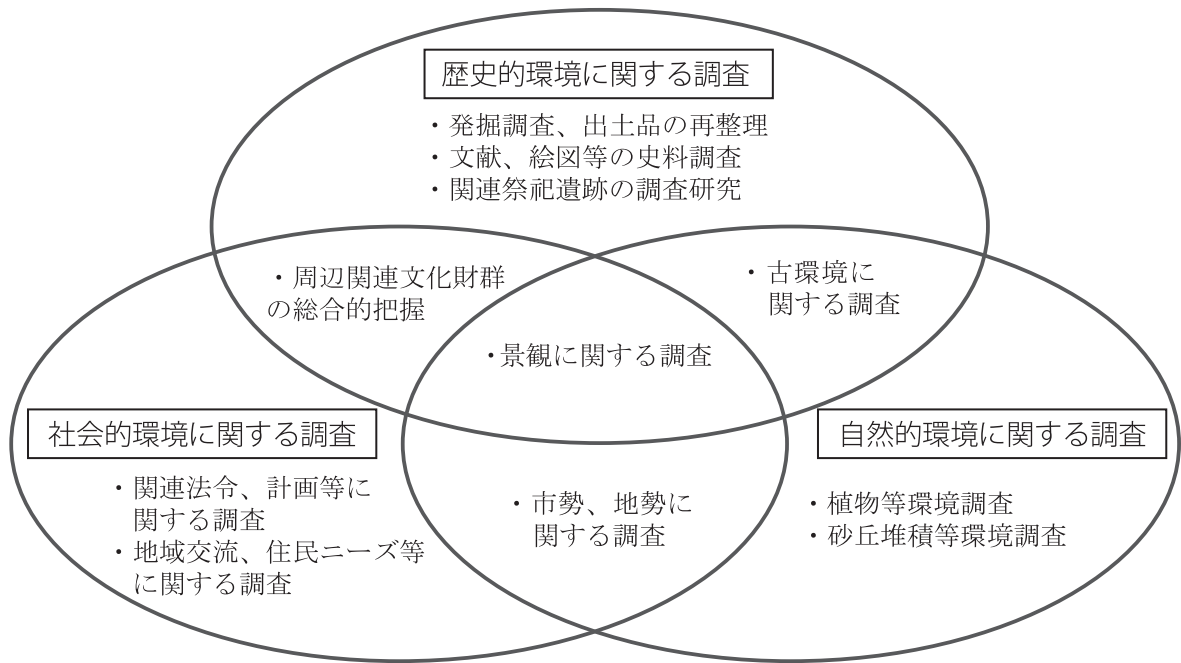


図5-5 必要となる調査事項

(2) ガイダンス施設等の便益施設の設置

史跡指定地の環境整備とともに、その隣接地において、史跡の来訪者に対するその価値と重要性を現地で学び知ることができるガイダンス施設の設置が必要です。また、トイレや駐車場などの利用者の便益に資する施設の設置も必要です。その位置と規模や内容については、今後の具体的な整備計画を定める「整備活用基本計画」のなかで策定する予定ですが、寺家遺跡だけではなく、滝大塚古墳、シャコデ廃寺、気多神社などの関連遺跡群についてもあわせて展示・紹介し、周囲の歴史的環境の拠点となるような広域なガイド機能についても検討します。あわせて、体験講座やイベント開催などの活用事業も行いうることができる、展示・学習施設や多目的スペースとしての機能についても検討していきます。



ガイダンス施設での現地学習
(史跡吉崎・次場遺跡)

(3) 出土品の保存管理と公開活用

石川県と羽咋市で分散して保存されている寺家遺跡出土品の一括保存管理の必要性については、第4章で述べたとおりです。今後、この出土品の価値を広く発信し活用していくため、合わせて1000箱におよぶ膨大な出土品の収蔵・保存環境の整備も大きな課題です。また、貴重資料や脆弱資料については、保存処理を行うなど、恒久的に保存管理することも課題となっています。

こうした出土品の収蔵・保存環境の整備とともに、展示環境の整備も求められています。羽咋市歴史民俗資料館の活用とともに、現地のガイダンス施設等での適切な展示環境整備についても検討が必要です。

また、出土品については、早急な目録作成とともに、市指定有形文化財としての保存管理を検討します。将来的には、国の重要文化財考古資料の指定を目指し、膨大な資料の再整理作業を継続的に実施し、現在の学術的水準による価値の見直しと明確化を推進します。同時に、その価値と重要性を伝える展示・公開や交流普及事業のほか、出土品図録などのガイドパンフレット資料作成を行い、史跡指定地とともに公開活用をはかります。



出土品の展示・公開と学芸員による展示解説
(羽咋市歴史民俗資料館 特別展示)

(4) 普及啓発のための交流事業の推進

史跡の価値や重要性を広く知ってもらうため、さまざまな交流普及事業を実施する必要があります。寺家遺跡の一番の特色である「古代祭祀」をわかりやすく伝え発信する事業として、シンポジウムや講演会、特別展示等の開催、古代祭祀体験講座の開催、参加型の調査研究事業の実施、ガイドパンフレットの作成などを行う必要があります。

この実施にあたっては、第5次羽咋市総合計画に定める「文化・スポーツ・教育拠点」に位置する羽咋市歴史民俗資料館や吉崎・次場弥生公園のさらなる活用が必要です。また、学校教育・生涯学習のほか、市民・地元住民等と連携した郷土学習等での活用も求められており、総合計画が目標とする「まちづくり」にも貢献する必要があります。



弥生人講座（弥生時代の生活体験）
（史跡吉崎・次場遺跡）

(5) 「整備活用基本計画」の策定

本章で述べた整備活用の基本方針を踏まえ、今後、こうした課題についてより具体的な検討を行い、どのように史跡を適切に保存し活用していくかを定める「整備活用基本計画」を策定する必要があります。

基本計画の策定にあたっては、専門有識者をはじめ、地元・学校教育・市民などから組織する策定委員会を設置し、整備活用基本構想である本章を叩き台として、より実現性の高い史跡の整備と活用の詳細について検討します。これをもとに基本設計・実施設計を行い、史跡の環境整備を進めていきます。

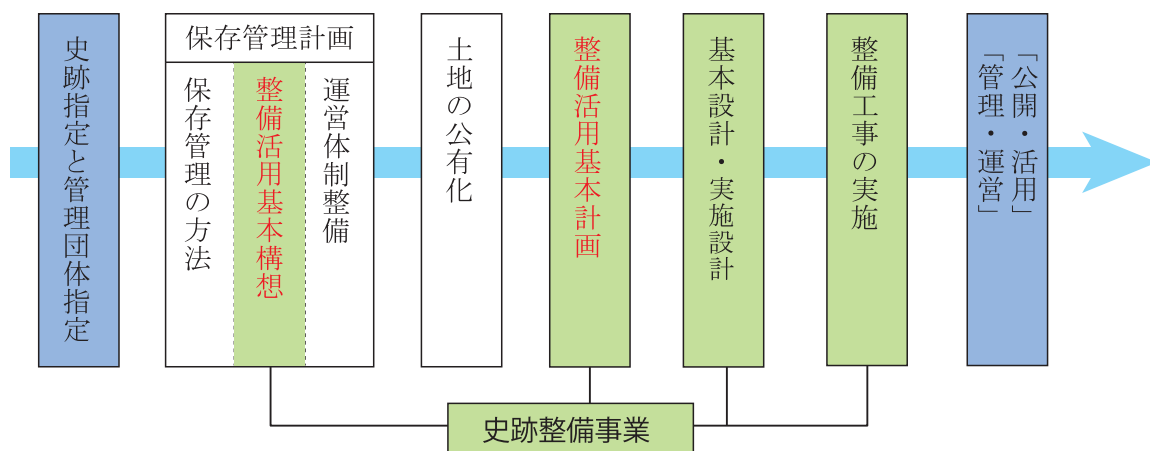


図5-6 史跡整備事業の進行